

社会福祉法人 二州青松の郷役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二州青松の郷（以下「二州青松の郷」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員及び評議員には、原則報酬を支給しない。ただし、理事長及び監事については法人業務として二州青松の郷の定期的な職務に従事するなど勤務実態に即して報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 38,000円
- (2) 監 事 監査の執行 1回につき15,000円

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて下記の法人業務を行う場合、次の通り費用弁償をする。ただし、所長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償（1回につき）

敦賀市内	2,000円
その他（美浜町、若狭町含む）	3,000円

3 その他、理事長が特に必要があると認めた場合には、前項各号に準じて支給することができる。

4 役員及び評議員が二州青松の郷の用務のため出張する場合は、旅費規程により支給する。

(改 廃)

第4条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成22年8月8日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、令和3年4月1日から施行する。